

所有論からみた環境保全

—資源および途上国開発問題への現代的意味—

嘉田由紀子
(滋賀県立琵琶湖博物館)

本論は、環境保全、特に資源の利用と管理、保全を考える上で所有関係がどのようなかわりをもっているのか、精神文化、社会制度、生態システムというプロセスを考える生活環境主義の立場から理念型モデルを提示し、日本やアフリカの環境問題への応用例をしめす。

最初に、所有論と環境保全のかかわりに関して本誌上での「池田・井上」論争を、「物認識」「人間社会認識」「歴史認識」という切り口から検討し、このような認識過程を問題にする意味を、「自然のとらえ方」をめぐる3つの立場、「管理主義」「保護主義」「共同体主義」の違いのなかから浮かび上がらせる。その上で、これまで「公私」二元論、あるいは「公共私」三元論でとらえられていた所有体制問題を、4種の理念型として提起する。既存の「公私」区分の軸に、主体区分としての「法人体」と「生活体」とを弁別し、「生活体私有」「法人体私有」「生活体公有」＝「共有」、「法人体公有」＝「公有」の4種とし、それぞれに精神文化、社会制度、生態システムの特徴を提示する。

このような理念的検討の上に、所有論からみた開発問題を日本国内の事例によって提示し、所有関係だけをとりだし、環境保全に順機能するか、逆機能するか、という見方を排除し、いかに地域社会独自の環境認識、社会的意思決定、地域経営の主体性の確立プロセス、生態系保全のかかわりを視野にいった総合的な研究と政策提言が重要であるかを提起する。

最後に、開発途上国での所有論の現れ方の事例として、アフリカ・マラウイ湖での漁業資源をめぐる生物多様性保全と住民の生活保全の葛藤という問題を取りあげ、自然の認識や資源利用規制、体制的権力などの研究の重要性を問題提起する。

そして、全体として、ともすれば別個のレベルの問題と考えられがちな地球環境問題と地域環境問題を相互補完的に理解するための枠組みを提示する。

キーワード：所有関係、総有、生活環境主義、生物多様性問題、持続的開発、マラウイ湖

1. 所有関係と環境保全：「池田・井上論争」からの展開

「私有の魔術は砂を金にかえる」と言ったのは19世紀のイギリスの農業経済学者、アーサー・ヤングである。イギリスの私有財産制度による資本主義的發展をささえた言説でもある。人間と大地、人間と生き物とのかかわりには、歴史文化的にきわめて多様な形態がありうる。その多様性と深くかかわりながら現在の環境問題も生起している。しかし、これまで「私か公か」という二項対立的認識が近代化、植民地化などの社会変動のなかで世界的にひろまり、多様で複合的な

嘉田：所有論からみた環境保全

所有関係を見るまなざしが忘れられてきた。そのことがハーディン流の「コモンズの悲劇論」のような見方を一般化し、現実には生起している環境問題に対しての「現実感覚と想像力」を欠如させてきた（池田, 1995: 33）。そのような意味で、この問題を本誌でとりあげて討論を深めた「池田・井上論争」は大変重要である。具体的な研究者個人を通してはいるが、この論争は、個人的というよりは、むしろ私たちが否応なくおかれている社会的、思想的認識の違いを反映している。

本稿のねらいは3点ある。ひとつは「池田・井上論争」のエッセンスをたどりながら、所有論にかかわる3つの認識領域を提示する。「物とは何か」という「物認識」、「人間社会をどうみるか」という「人間社会認識」、そして「近代化や開発問題をどうとらえるか」という「歴史認識」の3領域である。

2点目は、上記の問題提起をうけて、どうしても「人と人の関係」に焦点がむかいがちな所有関係を「人と自然の関係」にまで敷衍して、生態システムをも考慮した形で人間・自然系について総論的なパースペクティブを提示することである。

3点目は、今後環境社会学研究が避けて通ることのできない諸外国の環境問題、特に途上国問題にアプローチするひとつの手がかりとして、アフリカ、マラウィ湖における湖資源の所有問題と生物多様性保全の葛藤について、今後の研究方向についての理念的提案をしたい。

1. 1. 所有概念の基礎にある物認識

「池田・井上論争」は、所有関係は環境問題を考えるのに重要かどうかという基本的な認識のちがいからはじまっている。池田寛二は「所有の概念は人間の環境に対する関係行為をもっとも包括的に意味する」（池田, 1995: 23）といい、「いかなる物財を所有する場合にも文化的および社会的環境との関係行為をつねに伴わざるをえない」（池田, 1996a: 177）という。井上孝夫は池田のいう所有を関係行為であると認めた上で、それは「物をめぐる人間の関係行為」としてより限定的に考えようとしており、たとえば「机」を例にあげて「人為的に加工された机という物財と『私』および『他者』の関係が問題となり、机という物財の素材を提供している環境は直接的には問題とならない」（井上孝夫, 1996: 172）という。

筆者自身は、環境とは関係概念であり、主体が措定されるところどこにでも環境概念が成立すると考えている立場からすると、井上が「机」の素材を提供している存在だけを環境と考える立場には同意しない。「机」そのものも、たとえば座る人にとっては環境になりうる。この机と私との関係は、机が空間的な場を提供する機能的存在であっても、たとえば祖父から相続されたものであるのか、大型ゴミ捨て場からひろって再利用しているものであるのか、意味は多様であろう。そのような意味を受けて、その机の所有者がいなくなった時の行方が左右されるであろう。机ひとつであっても土地の一筆や家屋の一軒と比べられるほどの意味があるかもしれない⁽¹⁾。

このように物を認識するという行為は、所有を考える上での基本的な文化的意味をせおわざるをえず、そのことが人と人の関係を、人と物の関係に敷衍する社会文化的契機ともなる。

1.2. 集団は自然人か？

所有を人と人との関係ととらえる時に、人がおかれている社会的位置が問題となる。つまり所有主体である。私と公の二項対立的な所有主体に対して、所有主体を個人、家族までふくめて「自然人」と、観念上の人格をそなえた「法人」とを区別するのが池田の考え方であり、彼の独自性でもある。これに対して、井上は集団を自然人に含めることに疑問を呈している（井上孝夫, 1996: 173）。池田の言葉使い「自然人」は、確かに誤解をうむかもしれない。身体的個人のように思えるからである。しかし、国家や法人企業などの集団が、現代社会において観念として成立しているのに対して、家族や村落などの集団を包括的に表す言語がないのも確かである。池田はいわば「法人」を切り取ったあとの「残りものカテゴリー」を「自然人」と表現したともいえるのではないだろうか。そこで池田のいう「自然人」を、日常的な生活上のコミュニケーションのある、生活世界を構成する人や人びとの集まりとしてあえて独自の存在として「生活体」とここでは規定したい。別の言葉でいうとこれまで「公私」二元論でぬけおちていた「小さなコミュニティ」（小共同体）に基盤をおいて社会関係をみていくという姿勢でもある（鳥越, 1997: 28-33）。

1.3. 総有的共有の歴史的位置づけ

井上が物を物理的存在としてのみとらえることから、その論理的帰結は、次のような歴史認識のなかに凝縮されている。「一物一権を基礎とする近代社会において、共同占有は封建的所有の残滓として徹底的に排除されてきた経過がある」（井上孝夫, 1996: 173）と。ここには「独立した近代的個人」を基準にして人間を把握する方法論的個人主義がみえる。しかし、所有関係は、歴史文化的につくられてくるものである。筆者は滋賀県余呉町川並地区の事例で、村落という団体に帰属することと、森林や水面を利用することとがかさなりあった総有関係が、明治維新以降の社会変動のなかでいかに実践的に現在まで継承されてきたかを示した（嘉田, 1997a: 72-83）。明治以降の日本の土地制度の近代化過程を解説する紙幅はここにはないが、公法的に排除しようとした総有的共同占有ではあるが、近代民法のなかでも「入会」を認めざるをえず、後述のように現在でも百万ヘクタールを越える山林が入会的管理のもとにあると推定される。これらの地域では「住民のエゴ」「封建的」「前近代的」という烙印を研究者や行政から押されながらも、地域住民自身による資源の保全管理が行われてきた経緯がみられる（古島, 1964）。また河川や湖沼、沿岸域などの水面での魚類や藻類の採取権などについては、総有的な所有関係を実態として生かすかたちで、慣行水利権や共同漁業権が公認されてきた（Kada, 1984: 137-158）。

一方、視点をアジア、アフリカの途上国に転じてみると、多くの途上国が植民地体制のなかで、「公私」二元的な「近代的所有制度」の徹底を外部権力から強制されながら、土着的な所有慣行を維持してきていることも見逃せない。ここには、西欧の近代化を歴史的必然として考えるのではなく、その多様な意味づけと位置づけが必要であるという歴史認識のちがいがみられる。

筆者自身は、近代社会に胎児のごとく埋め込まれた「環境問題」は近代を超えるところに求める必要があると考える立場である（嘉田, 1994: 213-234）。かといって、井上の危惧するように（井上孝夫, 1996: 176）、市場システムを完全に排除することを望ましいと思っているわけでは

嘉田：所有論からみた環境保全

ない。「行き過ぎた近代化」に対して歯止めをかける必要があるという現実認識に基づいたきわめて実践的な思想でもある。

「池田・井上論争」のなかで十分展開されていないのが、人と人の関係が、人と自然の關係にいかに関係されるか、という理解の道すじである。そこには、それぞれの社会状況を背景にした環境認識、価値観、社会的意識決定、などの問題が介在してくる。そのなかで、まず人が自然をどうとらえるのか、という基本的価値観について次にみてみたい。

2. 自然のとらえ方をめぐる三元的理解：生活環境主義とパルソン図式

環境問題の分析や政策提言、実践活動には、いやおうなくそれぞれの研究者や行政マンなどの「自然のとらえ方」が反映される。これは価値観の問題でもある。筆者らは完全に客観的な第三者の立場は成立しないと考えてきた（鳥越, 1984: 325）。それゆえ「当該社会に実際に生活する居住地の立場」をとり、それを理解するために「生活環境主義」という見方を表明してきた。これに対して、近代科学技術で環境問題が解決できるという見方を「近代技術主義」、自然環境保全を徹底することで環境問題が解決できるとする見方を「自然環境主義」と理念的にわけた（鳥越編, 1989；嘉田, 1995）。

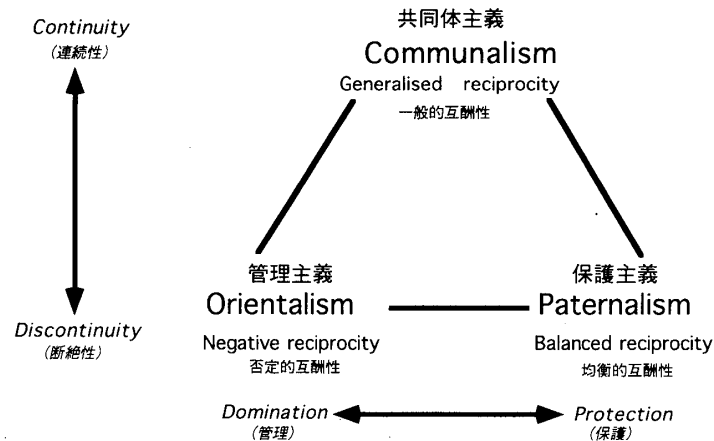
この考え方にに基づき、地域生活の現場での人と自然の相互のつながりの連続性と近接性、社会現象としての環境問題のプロセスの解明、その背景にある知識と情報の意味、経験や感性の意味などについて、認識論、主体論、所有論、などの側面から分析を重ねてきた。生活環境主義の主張は、ある技術や制度が、ある目的を達成するのに順機能するのか、逆機能するのか、あらかじめこんでいるわけではない。それぞれの地域社会が制度や技術を元に、どのような条件のもと、どのような社会的プロセスをへて、どのような判断を行うか、その過程にリアリティのある切り口を読みとるという研究の立場でもある。

このような「自然をめぐる三元的理解」は、ある意味で日本という特殊で個別な社会での環境問題の現場を歩きながら、具体的なフィールドのなかから生まれてきたものであった。したがって、生活環境主義のような見方は、異なった文化社会状況、いわゆる地球環境問題といわれる問題のなかで果たして有効性があるのかという疑問もだされてきた（高田, 1995）。ところが、近年、環境問題に発言をはじめたヨーロッパの人類学研究者たちの考え方のなかに筆者らの理解図式に近いものが少なくないことを発見した（Ellen and Fukui, 1996; Milton, 1996; Descola and Palsson, 1996）。それらは1990年代中頃に一斉に発表されている。そのなかから、ここではパルソン（Palsson）の理論を紹介してみたい。

パルソンは人間と自然のかかわりに関するモデルをOrientalism, Paternalism, Communalismとして提示している（Palsson, 1996: 63-79）。あえて翻訳すると「管理主義」「保護主義」「共同体主義」ということになるだろう。パルソンの概念図を、図1として提示しよう⁽²⁾。

「管理主義」とは、「開発」「征服」「自然の利用」を重視する立場であり、自然の利用目的は生産、消費、スポーツ、表現のためであるとする。自然管理とは技術的問題であり、ベーコン

図1 パルソンの描く人間—自然観の3分類



流の合理的思考を自然にあてはめることになる。科学者は物質的配慮だけを行い、倫理的領域にかかわってはいけなと考える。専門家と素人とは厳密にわかれており、その分断はルネッサンスに起源を求められるという。共有地（Commons）での歯止めのない資源枯渇をおそれて、私有化が推進される。専門家と素人との区別をはっきり行い、その結果、技術的専門家や行政的テクノクラートの養成を求める。

「保護主義」では、人間は自然を保護することができるという思想のもとに、自然保護を求める。ここでも科学的専門家と素人との区別は厳密になされるという点では管理主義と通じる。どちらも自然を人間に対極するものととらえている点でも共通している。近代の生態学的見地からは、人間は、他の人間のことでなく、他の種のことを考えるべしという。動物の権利を認める考え方は19世紀の労働運動家に似ているという。圧迫されたプロレタリアートのかわりに、自然あるいは動物がおかれたにすぎないと。対象主義的なので、管理主義者といっしょになって、土着の生産者や地域住民を、洗練された思想をもつ自分たち「ヨーロッパ、アメリカ」人と区別をし、地域住民生活を圧迫する。

「共同体主義」では、自然のなかにある人間、人間のなかにある自然を尊重し、自然と人間の連続性と近接性を強調する。専門家と素人の区別もあいまいであり、思考単位は、個人というよりは、社会的関係のなかにある社会的存在としての個人や組織である。そこでの原理は、コミュニケーションの有無であり、人間同士、あるいは自然と人間とのコミュニケーション・プロセスである。たとえばアルジェリアのカビレの人たちの間では、親族関係の養護が人間—自然関係の養護に浸透し、人と土地のかかわりは社会的つながりのなかで表現されているという。共同体主義では「実践」「互酬」「かかわりあい」が重視される。

パルソンの図式は、パルソン自身のアイスランドの漁業者との対話、漁業権研究のなかから生まれてきたものであるが、彼は、人類学者は、フィールドワークの現場で、地元の人と同じ世界にくらす同僚として意味のある互酬的な企画を実行できると主張する。このよううごきは、ハーマスのいう「理想的な対話状況」に近いものであると。人類学者は民族誌を地域の人といっしょにつくりだしていくのだと。

研究者としての筆者の立場もパルソンと共通するものである。

嘉田：所有論からみた環境保全

3. 「公私」「公共私」から4種分類へ：「環境問題」と所有関係のかかわり

環境保全と所有関係のかかわりについては、これまで「共有状態は順機能するのか、逆機能するのか」という論のたてかたがしばしばなされてきた。つまりハーディンの論以降、所有関係という制度が、環境保全と機能的にどうつながるのかという問題が議論される傾向にあったが、筆者自身は、ここに1対1の対応関係を設定する立場にはない。

ここで言葉の定義の問題にふれておきたい。所有（ownership, property）とは、人が特定の対象を利用し、利益をうけ、処分することができる権利であり、言い換えれば自然のもつ、使用価値、剰余価値、交換価値を、他者に対抗して享受できる状態をいう。それにたいして、使用価値のみを享受できるのが「利用」（use rights）である。また英語でいうholdingに対しては、保有という言葉をあて、それぞれの文脈における解釈を行った。「資源」とは生活や生産にとって意味があると認識される対象の総体であり、「保全」とはその本来の機能と役割を「全体として保つ」ことである。

さて、最近の開発論のなかでは、所有関係、特に「資源の共有」に過剰期待をしている面がみえる。例えば鳥飼は「熱帯林の減少のように、外部不経済が関連する場合、資源の土地の財産権を明確に設定することが環境保全につながる……利用者や地域コミュニティに財産権が長期安定的に設定されれば……土地や森林の収奪的利用は抑制される」と言いきっている（鳥飼, 1998: 184-185）。

ある社会的境界を明確にすることで資源保全がなされるという論は、個人という私的境界を明確にすることで資源の効率的利用ができるというアーサー・ヤングの論と論理的に峻別することは困難である。

筆者自身は、所有関係と環境保全の間にいくつかの社会的、生態的プロセスを想定する必要性を重視する立場をとる。そのひとつは、価値観や精神文化のあり方、であり当該地域での人びとのつながりの根底にある価値観の問題である。2点目は、生態的な物質条件の上に成り立つ、社会、経済的な条件である。当該社会にとって意味のある資源はどのようなものか、それらはどのように利用されるのかというエコロジーとエコノミーに包摂される領域である。3点目は、その集団の構成員が価値観や精神文化を共有（あるいは共有せずに）し、いかに生きているかという現実感覚をふまえた生活実践のレベルである。

インドネシアの熱帯雨林の研究から井上真は、ローカルコモンズ（コミュナル）には、「生態学的機能」「社会文化的機能」があるという（井上真, 1997）。類似の社会文化的意味づけは、日本でもみられる。前述した余呉町川並の例でいうと、生態的多様性に則した「重層の利用・所有慣行」と「物質循環」のシステムのなかに、長期にわたる持続的生活を維持する物質的、生態的メカニズムが隠されている（嘉田, 1997a）。社会の秩序を維持するための機能として入札や口明けなどの「秩序的慣習」がつくりだされ、「社会化」を経て、世代的な継承が果たされる。

「働きかけ」「生活実践」を重視する所有観からは、自然の力をひとりじめしない「共有の思想」が生まれ、私有水田でもそこにはいつてきた自然物であるコイやフナの私有を主張しないという発想がみられる。自らが手をくだしていない、つまり労働を投下していない存在をひとりじ

めすることへの「はばかり」感覚がそこには強くみられる。しかし、自らが「養護の思想」をもって育てた作物は確実に自らのものとする「私有感覚」もある。これらの精神や感覚が、経営体であり生活体であり精神的統一体でもある「家」の継承を果たし、その家を成員とする村落組織の継承を裏づけてきた。ここには前述の、アルジェリアのカビレの人たちの間でみられるように、「親族関係の養護が人間—自然関係の養護に浸透し、人と土地のかかわりは社会的つながりの中で表現」されている。

世界中の具体的な文化的伝統をみていくと、「一物一権的」所有観では解釈できない社会や文化が数多くみいだされる。かつてアメリカインディアンは、生物への愛着を生み出すためにその土地を私的に保有する（holding）ことを必要としただろうか、とアメリカの歴史学者、ドナルド・ウォスターは自問する。「人々は私的財産を愛するためにそれを保有する必要はない」という（Worster, 1993=1997: 154）。逆に、人はしばしば保有によって「愛情の疎外、搾取または無関心」に導くことがあると。排他的な私的保有のシステムは「支配」と「征服」の精神を醸成し、自然とのかかわりのなかで「協同的」に思考する習慣を放棄させるという。アーサー・ヤングは「排他的私有」が「砂を金」にかえる愛情と管理意識をはぐくむと言った。ウォスターとヤング、ふたりの間には、私的所有に対する完全に対比的な論が展開されている。ウォスターのような思考方法は、これまでの近代的社会科学の伝統からは、きわめて異例な見方ともいえる。しかし、ウォスターの思想は、伝統的社会のフィールドワークから生まれたパルソンの共同体主義や筆者らの生活環境主義と通底する考え方ともいえる。

ここにいたって、土地制度や所有制度が、いわゆる政治・経済という領域をこえて、精神や文化の問題と切り結ぶ糸口があたえられる。近代的植民地主義体制のもと、欧米の公法を現地にあってはめようとして、近代法を整備する過程で最も無視され、その存在すら認識されることなく、法制度化がすすめられてきた自然と人間のかかわりの原点には、精神文化の問題がある。これはまたきわめて現実的な生活現場での課題でもある。

所有制度が、人間と環境のかかわりという総体的なシステムにどうかかわるかを、理念的、模式的に描いてみよう。ここでは「池田・井上論争」のなかでみたように、「生活体」と「法人体」というふたつの主体を分類する。これを「主体区分」と呼ぶ。「生活体」は日常の生産、生活活動のなかでのコミュニケーションを通じて、知識や意識の共通性をもつ存在である。文書や法令という契約ではなく、むしろ「生活感覚」が意味をもつ社会的空間でもある。「法人体」とは、法律的に存在が規定される契約上の存在であり、いわば「裁判」や「文書」という近代的公法が強く意味をもつ場である。それぞれに「私」領域と「公」領域をわけると。これを「公私区分」と呼ぶ。「公」とは、近代国家における税金や、村落における協議費のように、特定の個人をこえて、「全体の福祉向上」のための社会的存在である。主体区分と公私区分をくみあわせると4つの象限ができる。それを図2として示した。左上の象限は、「私的生活体」であり、個人あるいは家族のような生活を共にする主体である。左下の象限には「私的法人体」がくる。右上には「公的生活体」つまり「共有体」を想定した。ここには村落を典型とする地域社会や地域自治会などが含まれるだろう。右下には国家や自治体のような「公的法人体」を位置づける。

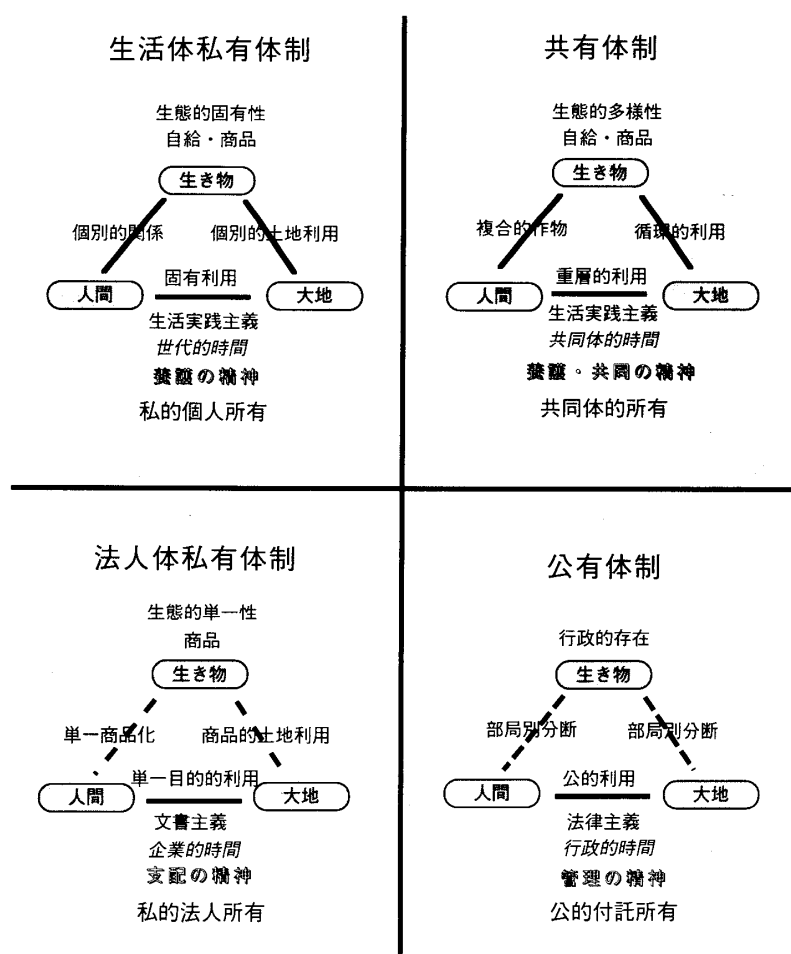
このような主体分類によって、4種の所有体制が区別される。「私有体制」をふたつにわけた

嘉田：所有論からみた環境保全

図2 所有体制分類のための主体・公私区分

		公 私 区 分	
		私	公
主 体 区 分	生活体	私的生活体 (個人、家族) 生活体私有	公的生活体 (地域社会) 共有
	法人体	私的法人体 (企業) 法人体私有	公的法人体 (自治体、国家) 公有

図3 4種の所有体制と人間・環境システム



「生活体私有体制」「法人体私有体制」、公的体制をふたつにわけた「生活体公有＝共有体制」「法人体公有＝公有体制」であり、それぞれの体制で「人間」「生き物」という主体が「大地」という場といかにかわりうるかを描いてみたのが図3である⁽³⁾。

「生活体私有体制」は個別の農家や商家など家族的所有関係にもとづいて、人間が大地や生き物に働きかけをして、作物や家業的商品などを生産あるいは消費する体制をいう。自然や生き物とのかかわりは、個別分断的な純粹消費家族から、農山村の比較的自給度の高い家族までさまざ

まであり、個人の価値観の違いを最も直接的に表現しており、生態的固有性を有しているといえる。農家の田や畑をはじめ、人家の庭、路地の植木鉢群などの固有性がそのイメージである。所有関係的には、近代社会における文書主義だけが律するものではなく、生活のなかでの実践的働きかけが意味をもつ関係である。純粹文書主義ではない典型は、たとえば名義上は権利のない妻に夫名義の財産の貢献分を認めるというような考え方にあらわれている。ここでみられる精神文化は、子どもを育て、動植物を育て、老人や病人をまもる「養護の精神」とでも言えるものである。流れる時間は、人の一生、あるいは先祖から子孫までの複数年代をふくむ世代的時間となる（嘉田，1982）。

「法人体私有体制」は、株式会社などの私企業に典型的にみられるが、利益を生み出すことが基本的な活動であり、文書主義により特定の商品やサービスを生み出すことが目的となる。その結果、商品の性質にもとづいて生態系は特定目的をもつものとなる。ゴルフプレイというサービスを生み出すゴルフ場、スキープレイを可能にするスキー場などが典型である。そこで流れる時間は「企業の時間」であり、基本的精神は「支配」である。生物や自然は企業の商業活動の対象であり、人間存在そのものから切り離されている。

生活体公有＝共有体制のもとでは、重視されるのは「生活実践」であり「働きかけ」であり、時間は先祖から子孫まで含めて、共同体的な人間のつながりのなかで理解される。自然とのかかわりは連続的で一方的な「ええとこどり」はできないが、悪いところばかりでもないという相補的な関係を理想とする。自然や生物を対象化する意識は弱く、両者の連続性や近接性が特色でもある。ここでは、家族のような私的生活体のなかにある「養護の精神」と、他者と協同的にものを考え、行動する「共同の精神」が複合的に働いている。

法人体公有＝公有体制下では、人間と大地のかかわりは法律によって、主権者から付託される関係であり、付託の内容、手続き、ねらいなどにより、きわめて多様なかわり方がある。そこで流れる時間は、極端にいうと特定の担当者にとっての2～3年という担当者時間から、百年に一度の洪水という論理の正当化の場合のようにきわめて長い時間もあり、行政の前例主義と担当者主義とのなかで恣意的に変わる「行政的時間」が想定される。人間と大地とのかかわりにひそむ基本精神は、対象との切断に基づいた「管理」であり、大地にかかわる生物や生態系という条件から切り離され、個別部局単位により、要素的であり、全体性への視点は本質的に不要あるいは行政的には排除されるべきものである。もし行政が生物や生態を扱うとしたら、それは行政の対象としての「生物」である。

このような所有体制の違いは、人びとの精神文化や自然観ともあいまって、総体的な仕組みとして理解するのが今のところ妥当ではないか、と筆者は考えている。

4. 所有論からみた開発問題

所有関係の違いは、地域開発や地域の環境保全にどう影響し、それはそれぞれの小さな共同体、地域社会のなかでどのような意味をしめているのか、日本の事例から次にみてみたい。

嘉田：所有論からみた環境保全

「開発」は多くの場合、地域住民にとっては望ましいものである。そこで、地域住民のなかにも、共有状態を「封建的」「開発できないから不都合」と考える人たちは少なくない⁽⁴⁾。ダム建設やゴルフ場開発は、開発者や大企業に住民がだまされた、というだけの一方的な判断で即断できない場合がおおい。たとえば前述の余呉町の川並は、昭和30年代に大手の開発業者が、湖と周辺の山全体を観光開発しようとした。しかしきわめて重層的な所有状況から、土地の買収をあきらめ、開発から撤退した⁽⁵⁾。その結果、現在もかつての土地利用と景観、利用慣行がかなりの程度維持されている。観光開発がすすまない状況を「環境保全ができた」というならば、伝統的な所有関係により開発を回避することで、環境保全を果たした例ともいえる。

しかし、筆者自身は開発の是非を結果のみからとらえるという立場はとらない。誰が、何を求めて、どのような開発をして、その結果、地域の人たちの生活条件や精神的文化、総体としての福祉の向上がなされたかどうか、という社会的プロセスを重視する立場である。

林政学の土屋俊幸の研究は示唆的である。土屋は全国に600ヶ所以上あるスキー場の開発形態を、外来資本と地域資本ないしは地元集落との関係から5つのタイプに類型化し、外部から参入した資本の活動を地元集落が規制している「地元主導型」スキー場の存在に着目した。地元による規制力の強弱を左右する決定的な要因として、スキー場敷の土地所有形態をあげる。土地所有が、地元の集落や自治体の意向を直接的に反映できるような形態の場合、その経営は地元の主導のもとでおこなわれることが多いという。そしてそのような所有形態は「入会起源の…総有的な」ものであるという（土屋, 1997: 35）。

地理学の白坂蕃は、野沢温泉村を事例として「地元主導型」開発を論じている（白坂, 1976）。野沢温泉村は総有的なスキー場のリフト設置場所の土地所有権と総有的な温泉権とをくみあわせて生活者感覚に富む、きわめて巧みな地域開発を行ってきた事例といえる⁽⁶⁾。

スキー場開発のモデルは琵琶湖周辺にもある。函館山スキー場は土地を外部資本に売却し「外部主導型」開発をおこなった。マキノスキー場は、もともと村落の入会地であったところを、民宿経営を主体にして「地元主導型」開発をおこなった。琵琶湖畔マキノ町の知内村のキャンプ場開発における経緯も上記のスキー場開発と共通する（松田, 1984: 120-139）。昭和30年代末、知内村のリーダーたちは、浜の開発方針を論じた。上記の函館山とマキノの例などを視察をして、「基本は村がにぎっていなあかん」という方針で、村主体の管理が決められた。現在でも、村落組織が、浜の収入を確保し、自治会館の運営や事務員の雇用などにあて、村落運営の基本資産を維持している（嘉田, 1988: 124-146）。

古島敏雄は1964年、入会権の解体問題について次のように言った。「基盤の処分権を市町村が握るといった形にすれば、観光資本が、少数の地方有力者との話しあいによって、容易に旧来の農民の所有地を大幅に奪いとってしまうという方向への近道になるということがある」（古島, 1964: 87）と。「少数の地方有力者」あるいは市町村議会をも含めて、いわゆる「地方名望家」による私利権がらみの開発の推進という事例をたくさんみてきた現代日本において、共同体的所有関係をてこに、いかに主体的地域経営を行っていくか、という課題はきわめて現代的な意味をも秘めていると思えるのである⁽⁷⁾。

入会や総有にかかわる面積を日本全体でみると、1980年時点での推定入会林野は250万ha、そ

のうち約130万haは共有慣行をもつ林野である（杉原, 1994: 118）。日本全国の水田面積が約280万haであることを考えると決して無視できる面積ではない。しかも公法的な扱いが困難なことから、統計的数字にあらわれていない慣行共有林野ははるかに多いものと想像される。単なる「封建遺制」「歴史的遺物」として無視できない面積をしめている。現在、人と自然のかかわりの接点として社会的にも注目されはじめている二次的自然としての「里山」の多くは、入会や共有慣行をもつ山林でもある。総有、共有問題は、現実の自然保護論、環境保全論のなかで避けて通ることのできない社会的構造をつくりだしているともいえる。このような構造は、日本に限ったことではない。その点を最後にみてみたい。

5. 地球環境問題と地域資源の所有：アフリカ、マラウィ湖の事例より

5.1. 持続的開発と水域の所有問題

1980年代以来、世界各地の所有慣行を歴史文化的かつ生態的条件のなかで比較研究するうごきが生発になってきた。この背景には1980年代の国連環境特別委員会での「持続的開発」の表明の影響をうけて、伝統的な社会における資源利用の研究がはじまったことによる。日本では所有関係と資源保全の関連については法社会学や地理学の研究があるが（我妻, 1932=1996; 千葉, 1956=1991）、1980年代以降は、国際比較のなかで分析する試みがはじまった。たとえばラドルと秋道（Ruddle and Akimichi）は、水域の利用権を対象に、多くの国で伝統的な所有慣行が弱まりつつあるなかで、日本では近代化の過程でも総有的権利が残り、共同漁業権として社会的に機能しており、世界的にも特筆すべき地域であると結論づけている（Ruddle and Akimichi, 1984: 4）。

琵琶湖の事例でみると、江戸時代、幕藩体制のなかで成立した地域共同体を母体とする漁業資源の利用原理は、明治期の「漁業法」、第二次世界大戦後の「水産業協同組合法」による制度改革を経て、現代でも生きている（Kada, 1984; Kada, 1991）。その原理は「家族経営主義」と総有的な村落共同体から派生した漁業協同組合による「共同漁業権主義」である。琵琶湖のような閉鎖的水域で、長い間持続的な水産資源利用が可能となったのも、商業的漁業を排除して、小規模家族経営主義と共同漁業権体制を維持してきた結果であるとも判断される。

一般的には、湖沼や河川のような内水面は外洋と異なり、地域社会に密着した水域といえる。またその利用形態も、魚類や水草、水そのものと、利用資源は多様である。魚には移動性があり、水は流れる。資源利用の場と空間を限定しにくい。それだけに社会的利害対立を惹起しやすい領域ともいえ、固有で多様な利用慣行、制度、精神文化がはぐくまれてきた。また内水面は人間活動の影響を受けやすく、水質汚濁、淡水生物の枯渇など、緊急の環境問題をかかえている領域でもある。これまで共有資源の問題は、土地や森林を中心に議論されてきたが、水域の資源的価値をめぐる政治社会的対立、汚染や破壊問題の緊急性を考えると、水域における「持続的利用」と所有問題研究は緊急の課題といえる。

嘉田：所有論からみた環境保全

5.2. マラウィ湖における環境問題

マラウィ湖はアフリカ大陸の南東部に位置する、アフリカで3番目に広い湖であり、表面積は30,000m²をこえ、琵琶湖の46倍の面積がある。湖は200万年以上の歴史をもち、世界でも10個ほどしかない"古代湖"のひとつで、魚類進化の舞台となり、固有種が多い。未同定の種まで含めると1000種あまりが生息しているといわれ、世界でも最も魚種の多い湖ともいわれ、生物多様性の宝庫としても重要である。青や黄色の色の美しい魚（シクリッド）は日本でも鑑賞魚として人気が高く、生きた魚は重要な輸出品でもあり、観賞魚としての漁獲圧力により、大型で美しい種類が減少するという生態的問題をかかえている。

湖の魚はまた漁獲の対象でもあり、マラウィ国民のタンパク源の約7割が淡水魚によって供給されている。マラウィは人口1000万人ほどの小国で農林水産業などの第1次産業により全就業人口の80%が仕事を得ている。1人あたり国民所得は年間180ドル、世界的にみても"最貧国"のひとつであり、人口増加率は年率3%以上といわれ、自国で供給できる魚資源は重要である。筆者らの予備調査によると、好き嫌いはあるにせよ、ほとんどすべての種類の魚が捕獲され（貝類は捕獲、食料の対象ではない）、捕獲されれば食されている。電気やガスなどの普及していないマラウィでの魚消費は、天日で乾燥（小魚）するか、あるいは薪で燻製（大型魚）され、市場に出荷される。マラウィ湖漁業は社会的には2種の主体によって担われている。ひとつは、家族や親族などからなるいわゆる小規模漁業（Artisanal Fishery）で手こぎの舟や船外機つきの舟での操業が主で、従事者は約32,000人、仲買など流通関係者の数は約20万人と推定されている。近年の人口増加により漁業者の数は増大傾向にある。一方、大規模なトロール網をもった船団漁業も民間会社によって経営されている。漁業資源は市場価値のある人気の高い魚種の資源は枯渇していると漁業者、政府とも強く主張し、社会問題となっている。

また集水域全体の農地面積は、過去30年の間に2倍程度になり森林伐採もすすみ、表土の流出による土壌浸食、湖への土砂流入も社会問題となっている。また湖辺のリゾート開発や工場立地問題も、議論の俎上にのぼりはじめている。

5.3. マラウィ湖の資源利用をめぐる政治と権力

マラウィ湖が西欧人に「発見」されたのは、1851年、リビングストンによってであり、その後、イギリスがこの地域の統治者となる。湖辺の資源配分の問題はイギリス統治時代の1920年代に始まる。漁業資源を誰が管理するのか、漁業産業の発展は誰がきめるのか、湖辺の土地を非漁業的利用地として配分するのは誰かという課題である。イギリス人や外国人は、1920年代以降急速に拡大した南部アフリカの鉱山開発や茶のプランテーション開発による労働者用の魚需要の増大にこたえるべき商業的漁業の導入と拡大をねらった。そして大型網の導入による大規模漁業の導入などをはかるとともに、いかに湖岸の観光開発施設をはりつけるかにも関心があった（Chirwa, 1996: 351-377）。

1931年には漁業規則ができ、いったんは非アフリカ人の漁業を禁止するが、1940年代には大型の地曳網がギリシャ人の手で導入された。1964年の独立後も湖の漁業資源問題は常に社会問題化されてきた。特に1960年代以降、化学繊維による刺網の導入などによる乱獲が問題にされたが、

信頼に足る長期的な統計資料は少ない。1967年にはギリシャ人の漁業会社は、政府系の組合運営になるが、1990年代にはいって海外援助国の指導による"民営化"路線により、完全民営となった。つまり市場システムにのせられたわけである。とはいえ、その株主には政府高官が名をつらねている。しかも、この民間会社は、湖の沖合い資源を捕獲できる大型トロール漁業の特別免許（特別漁業権）を政府から得て、1社で漁業総額の10%近くを水あげしている。大型の企業的漁業は沖合い資源の独占的利用者でもある。

ファーガソン（Ferguson）らは、世界銀行や国連農業開発機構（FAO）の開発の基本路線が、1980年代以降、大規模開発から「地域主導型開発」「住民参加」を強調しているが、これは単にレトリックでしかなく、実質的には中央政治権力と結びついた大規模資本家重視の政策を行っている」と指摘している。たとえば、1991年から8年計画ではじめられた世界銀行などからのマラウイ漁業振興の基金援助の目的は、小規模漁業の振興を謳い文句としているが、援助金額の配分のなかで、生産現場へむけられた資金の63%あまりが商業漁業（たった1社の）にまわされ、圧倒的多数をしめる小規模漁業者にまわされた金額はたった11%でしかないという（Ferguson et al., 1993: 2-4）。

池田はインドネシアの森林伐採と熱帯雨林の減少問題の事例をもとに、「公共的利益といわれるものが実際には権力エリートに独占される利益」（池田, 1996b: 220）であり、「現代社会のグローバルな権力関係を直視」（池田, 1996b: 223）することが環境問題に対する社会学的アプローチの課題であるという。マラウイにおける資源管理の構造との共通性がみられる。

5. 4. 地域環境問題と地球環境問題の直結

湖の資源利用の問題に、「地球環境問題」が加わったのが1980年代である。「自然保護」あるいは「生物多様性の保全」問題である。マラウイ湖には固有種が多く生息し、その生態系を保全するために、1980年には、アフリカで最初の水中の国立公園、マラウイ湖国立公園が制定された。

マラウイ湖国立公園の指定地には、チェンベ（Chembe）村をはじめ5つの地元集落があり数千人が居住し、漁業と農業で生計をたてていたが、国立公園制定後は、湖岸から100m以内の漁業活動、周囲の森林での木材伐採活動などは禁止された。ここでは地元民の生活維持以上に、世界的に貴重といわれる生物種の保全が重視されたことになる。

マラウイ政府は、地域社会に漁業権を与えて自主管理をさせるという方針を1990年代以降実現しようとしている。たとえばイギリスから派遣された漁業政策専門家、ブランド（Bland）は「漁業権を地域に付与するという伝統的な手法による自主管理が重要であり……資源のあやまった使い方が望ましくない方向になる、ということを住民自身が知ることで、資源保全をはかることができる」という（Bland and Donda, 1994）。このような思想は、日本などが伝統的な共同漁業権や入会権をもとに、持続的な資源利用に成功したとして、1980年代後半から国際的に注目されてきた手法である。しかしこのような考えは必ずしもアフリカのこの地における地域社会での伝統に基づいて発想されたものではない。いまや「共有権」「住民参加」は国際機関の常套句となっている。また、マラウイ政府は生物多様性条約の影響から、外来種の放流/養殖を禁止した。生

嘉田：所有論からみた環境保全

態学的保全から考えると評価できることであるが、国内でその是非を議論するというプロセスはほとんどなく、いわば経済援助とセットになった「ひもつき思想」ともいえる。

地球環境問題が「海外援助」や「専門家派遣」という金銭的、人的ルートを通じて直接に地域社会の生存に影響を及ぼすような政策がもたらされるのが、マラウイ湖辺での環境問題の特色でもある。マラウイ湖周辺の漁業者にとっては、世界の動向、世界の思想は直接に彼らの生存に影響を及ぼす問題となるが、そのことは環境教育の問題と解釈され、マラウイ湖国立公園のなかには、住民を「啓蒙・啓発」し、「生物多様性の重要性を教えるべき」環境教育センターが海外の自然保護団体の手で建設されている。そこには、彼ら漁業者の生活と生存の実態から学び、住民自身による主体的な判断力に待つという姿勢はほとんどみられない。

このような政策実現や教育過程で強調される価値観は、「近代技術主義」と「自然保護主義」である。前者は、湖の資源調査をおこない、科学的知識に基づいた最大収益を可能とする合理的水産資源利用を理念的に推進しようとする。一方、自然保護主義者は、科学者の良心のもと、生物種の絶滅をふせぎ、生物多様性を保全することを目的に、住民生活からできるだけ分離された、聖域的な自然保護区を求める。いずれの力も、法律や資本、そして知的権力をともなって地域社会生活の思想的基盤をつきくずしていく。声の小さい、というか本来言語化も困難で、声にならない、民衆の生活実践と日常の価値観と知識に視点をおく立場はほとんどみられない。

前述のような、4種の所有体制とのかかわりでみると、大規模な商業的漁業のような「法人体私有体制」と、「公有」という名のもとに生き物を「行政的存在」として保護の対象とし、生業者を閉め出す方式が権力的な支持を得ることになる。そこには「生活体私有体制」や「共有体制」の内部論理への関心も、配慮もほとんどみられない。人びとが日常のくらしのなかで、湖の水、生き物、といかにかかわり、人びとはそこにどのような認識をもち、そしてどのような社会関係のもとに、漁業や農業がなされているのか、問題にされることは少ない。これらの社会関係と知識の体系は、まさに暗黙的に地域社会で了解され、言語化さえされていない。つまり現地に住みこんでさえ調査の困難なテーマである。単に文献と統計だけでまとめられた報告書のなかにそのような情報ははいりようがないのである。

報告書重視の国際機関の伝統のなかで、現場に足を運ぶことはほとんどないアドバイザーの提案が政策現場へまわされ、アドバイザー自身は次の赴任地へ去る。こうして新説は通俗化され世界中をかけめぐらる。「資源の自主管理」も「住民参加」もそのような通俗として手あかにまみれる前に、その内実を深める研究が今緊急に求められている。それは地域環境と地球環境を結ぶ環境社会学がとりくむべき緊急課題でもある。

注

- (1) 筆者は琵琶湖博物館で展示している黒光りするゴエモンブロがいかにある家族のアイデンティティの象徴であり、家族代々伝承されてきたかを論じたが（嘉田, 1995: 221-224）、これまでの博物館の来館者への調査によると、このゴエモンブロは、人びとが共感をもって見る展示物のひとつとなっている。物と環境の重層的意味を考えたきっかけは、古川、大西らとの共同研究による（古川・大西編, 1992）。
- (2) Orientalismは、ある方向あるいはベクトルを指示する「方向主義」という意味と解釈されるが、ここで

は内容的意識をしてあえて「管理主義」と訳した。

- (3) これは理念型であり、現実の社会現象を理解するのに助けとなるフレームの域をでていない。現実にはこの中間段階、連続的状況があることはいうまでもない。この発想の下敷きは、農村社会学者の川本彰の「作物」「人間」「領土」三元図式である（川本, 1983）。
- (4) ため池や山林など、村落の共有空間の所有関係を財産区として整理し、権利関係を名実共に一致させたところほど土地転用がすすみ、開発がすすむ、ということを経験的に語る自治体実務者もいる。長い間土地改良実務の経験がある、琵琶湖博物館の水上二巳夫氏の指摘による。
- (5) 逆に、資本側からみても、開発に伴う資本投下を行うには、所有関係を明確にし、自己会社所有を原則としている会社もある。現在日本中でスキー場やリゾートホテル開発を行っている大企業体、K社の基本方針は所有権の買い取りであるという。土地所有は開発する側、される側、いずれの側にも、死活条件として意識されているともいえる。
- (6) 野沢温泉村の河野正一氏の教示によると、田沼意次の増税政策に屈した苦い経験から、温泉は村落全体の財産であり、それを守る組織として野沢組が継承されてきたという。野沢組には選挙で選ばれた惣代、副惣代、協議員、区長、伍長がおり、行政体である野沢温泉村営スキー場への山地の貸し付け料や、温泉管理、林野管理、また行政組織がなくなることが困難な祭祀（道祖神祭り等）、雪おろしなどの生活扶助組織としても機能している。山ひとつ隔てた越後湯沢が外部からの観光資本によって開発された経緯とくらべると対比的である。
- (7) 青森県のむつ小川原の開発過程においても「初期の土地買い漁り期には、村議は用地買収の手先となり、不動産業者からの手数料を稼いだ。また村議は、情報も入りやすく、利権と結びつきやすかった」と長谷川公一は指摘している（長谷川, 1998: 178）。

文献

- 秋道智彌, 1997, 「共有資源をめぐる相克と打開」 青木保他編: 165-187.
- 青木保他編, 1997, 『環境の人類誌』 岩波書店.
- Bland, S. J. R. and S. J. Donda, 1994, "Management Initiatives for the Fisheries of Malawi," Government of Malawi, Fisheries Department, *Bulletin*, No. 9.
- 千葉徳爾, 1956=1991, 『はげ山の研究』 そしえて.
- Chirwa, Wiseman, C., 1996, "Fishing Rights, Ecology and Conservation along Southern Lake Malawi, 1920-1964," *African Affairs*, 95: 351-377.
- Descola, P. and G. Palsson, eds., 1996, *Nature and Society: Anthropological Perspectives*, Routledge.
- Ellen, R. and K. Fukui, eds., 1996, *Redefining Nature*, Berg Publications.
- Ferguson, A. E., Bill Derman and R. M. Mkandawire, 1993, "The New Development Rhetoric and Lake Malawi," *Africa*, 63-1: 1-18.
- 古川彰・大西行雄編, 1992, 『環境イメージ論』 弘文堂.
- 古島敏雄, 1964, 『入会権の解体と農林業』（日本の農業33号）農政調査委員会.
- 長谷川公一, 1998, 「六ヶ所村の地域権力構造と開発過程」 船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子編『巨大地域開発の構想と帰結—むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』 東京大学出版会: 175-190.
- 池田寛二, 1995, 「環境社会学の所有論的パースペクティブ—『グローバル・コモンズ』の悲劇を超えて」 『環境社会学研究』 1: 21-36.
- 池田寛二, 1996a, 「井上孝夫氏の疑問に答えて」 『環境社会学研究』 2: 176-179.
- 池田寛二, 1996b, 「環境と人間—環境問題は地球の危機か社会の危機か」 藤田・西原編『権力から読みとく

嘉田：所有論からみた環境保全

- 現代人の社会学・入門』有斐閣: 209-226.
- 井上真, 1997, 「コモンズとしての熱帯林—カリマンタンでの実証調査をもとにして」『環境社会学研究』3: 15-32.
- 井上孝夫, 1996, 「池田寛二「環境社会学の所有論的パースペクティブ—『グローバル・コモンズ』の悲劇を超えて」の疑問点」『環境社会学研究』2: 172-175.
- 井上孝夫, 1997, 「環境問題における所有論の限界と環境保全の論理構成」『環境社会学研究』3: 165-177.
- 嘉田由紀子, 1982, 「農民社会における財産の世代間移譲と老人扶養のメカニズム」『民族学研究』46-4: 390-409.
- Kada, Yukiko, 1984, "The Evolution of Joint Fisheries Rights and Village Community Structure on Lake Biwa, Japan," Ruddle, K. and T. Akimichi, eds.: 137-158.
- 嘉田由紀子, 1988, 「自治体行政と地域住民組織—その歴史的展開過程をさぐる」『年報自治体学』1: 124-146.
- Kada, Yukiko, 1991, "Historical Changes and Continuity of the Aquatic Resource Management Logic: The Case of Lake Biwa, Japan," *Resource Management and Optimization*, 8: 179-195
- 嘉田由紀子, 1994, 「水汚染をめぐる科学知と生活知」掛谷誠編『地球に生きる—環境の社会化』雄山閣: 213-236.
- 嘉田由紀子, 1995, 『生活世界の環境学—琵琶湖からのメッセージ』農山漁村文化協会.
- 嘉田由紀子, 1997a, 「生活実践からつむぎ出される重層的所有観—余呉湖周辺の共有資源の利用と所有」『環境社会学研究』3: 72-85.
- 嘉田由紀子, 1997b, 「都市化に伴う環境認識の変遷—映像による「小さな物語」」青木保他編: 41-75.
- 川本彰, 1983, 『村の領域と農業』家の光協会.
- 松田素二, 1984, 「浜の開発—村主導の開発をめぐる二つの論理」鳥越・嘉田編: 120-139.
- Milton, Kay, 1996, *Environmentalism and Cultural Theory*, Routledge.
- Palsson, Gisli, 1996, "Human-environmental Relations: Orientalism, Paternalism, and Communalism," Descola, P. and G. Palsson, eds.: 63-81.
- Ruddle, K. and T. Akimichi eds., 1984, *Maritime Institutions in the Western Pacific*, National Museum of Ethnology, Osaka.
- 茂木愛一郎, 1994, 「世界のコモンズ—スリランカと英国の事例をふまえて」宇沢・茂木編: 127-158.
- 白坂蕃, 1976, 「野沢温泉村におけるスキー場の立地と発展」『地理学評論』49-6: 341-360.
- 末原達郎編, 1997, 『アフリカ経済』有斐閣.
- 杉原弘恭, 1994, 「日本のコモンズ『入会』」宇沢・茂木編: 101-126.
- 高田昭彦, 1995, 「環境問題への諸アプローチと社会運動論」『社会学評論』45-4: 16-38.
- 鳥越皓之, 1984, 「方法としての環境史」鳥越・嘉田編: 321-341.
- 鳥越皓之編, 1989, 『環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から』御茶の水書房.
- 鳥越皓之, 1996, 『環境社会学の理論と実践—生活環境主義の立場から』有斐閣.
- 鳥越皓之, 1997, 「成熟社会型共和主義は成り立つのか—阪神淡路大震災から二年半を経て考えたこと」『書齋の窓』469: 28-33.
- 鳥越皓之・嘉田由紀子編, 1984, 『水と人の環境史—琵琶湖報告書』御茶の水書房.
- 鳥飼行博, 1998, 『開発と環境の経済学—人間開発論の視点から』東海大学出版会.
- 土屋俊幸, 1997, 「スキー場開発の展開と土地所有—『共同体的土地所有』の意味」松村和則編『山村の開発と環境保全—レジャー・スポーツ化する中山間地域の課題』南窓社: 34-56.
- 宇沢弘文・茂木愛一郎編, 1994, 『社会的共通資本—コモンズと都市』東京大学出版会.

我妻栄, 1932=1996, 『新訂物権法（民法講義II）』岩波書店.

Worster, Donald, 1993, *The Wealth of Nature: Environmental History and the Ecological Imagination*, Oxford University Press = 1997, 小倉武一訳『自然の富—環境の歴史とエコロジーの構想』食料・農業政策研究センター.

付記

本稿をまとめるにあたって、かねてから重要と考えていた所有論を改めて考えるきっかけを与えてくれた池田、井上両兄に感謝したい。また1997年9月に東北大学で開催された「東アジア社会の構造と変動」シンポジウムでの濃密な議論も本稿をまとめる上で大変有効であった。本稿の内容の一部は、筆者が研究代表者となったトヨタ財団による研究助成（1996-98年度「アフリカ・マラウイ湖周辺の人びとの湖沼生活文化に根ざした生態系保全の方法開発に関する研究—琵琶湖地域との比較の視点を含めて—」）ならびに、1997年度国際協力事業団（JICA）によるマラウイ湖生態総合調査にかかわる短期専門家派遣活動による。また丁寧な示唆を与えてくださった査読者の方がたにも感謝します。

（かだ・ゆきこ）

1998年2月28日受理、1998年6月6日掲載決定

OWNERSHIP THEORY AND ENVIRONMENTAL CONSERVATION ITS CONTEMPORARY IMPLICATIONS FOR RESOURCE AND DEVELOPMENT ISSUES

KADA Yukiko

LAKE BIWA MUSEUM

1091 Oroshimo, Kusatsu, Shiga, 525-0001, JAPAN

This article discusses the relationship between resource ownership systems and environmental conservation. I approach this issue from the standpoint of the cultural heritage of value systems, social institutions and ecological systems. I posit an ideal-typical model of “life environmentalism” to contrast Japanese and African lake resource systems.

I base this ideal-type on three main points of the Ikeda/Inoue Debate in *Journal of Environmental Sociology*, Vol. 2, 1996 and Vol. 3, 1997: perception of material environment, perception of human society, and perception of history. The ideal-typical categories show four types of ownership regimes: life-related private system, cooperative private system, life-related communal system and cooperative public system.

I use this categorization to show how the indigenous development of each community has been determined by the ownership regime of land, water, and forest. For the solid formation of communal systems, not ownership itself, but rather mental, social and environmental process of ownership utilization is more important.

Finally, the case of Lake Malawi, Africa, illustrates how lake-related resource ownership was changed by colonization and basic conflicts between conservation of biodiversity and people’s needs to use the lake resources.

This case shows that communal management should not be implemented from outside without understanding of local people. For better understanding of lake diversity and management by local people, cooperative research among residents, biologists and anthropologists is recommended.

Keywords and phrases: tenureship, so-yuh, life environmentalism, biodiversity, sustainable development, Lake Malawi, community

(Received February 28, 1998 ; Accepted June 6, 1998)